

◆十三年五月、百濟・加羅・安羅が使者を遣はし、日本に救援の兵を請う。詔して、任那と協力して事にあたれと要請する。
二 高麗加羅。一三六六注。二 日本府の所在地。一四四七注。三 中部。一三八八注。德率一三八八注。木崩一三八八注。今叙らは十四年正月に帰還。一十四年正月戊寅条に百濟帰國の記事がみえるが、彼の前に記された今叙には「百濟使人」とあるので、阿斯比多も百濟使の可能性はある。ただ、本条によると百濟王・安羅王・加羅王が日本府の臣らとともに遣使したとあるので、阿斯比多は日本府の官人の可能性もある。一五十二年是歲条では、百濟と新羅と連合して高麗を討ち、漢城を得たとあるのに、ここでは高麗と新羅とが連合して百濟と任那を滅そうとしているとある。この急変の間を埋めるのは、十三年是歲条の「百濟、漢城と平壤とを棄つ。新羅、此に因りて、漢城に入り居り」(四二〇六)の記事である。

「可畏き天皇」の表現(四一〇一・二)。

◆十三年十月、仏教公伝の記事。この十三年に對し、『法王帝説』は欽明天皇戊午の年(書紀紀年では戊午は宣化天皇三年で、欽明朝に戊午の年はない)とし、『元興寺緣起』では欽明七年戊午の年とするように、継体・欽明朝の紀年には問題がある。
一三六八注。三 西部は百濟の王都五部(上部・中部・下部・後部)の王。上下は東西、前後は南北を表すので、西部は下部にあたるが、欽明紀には他に事例がなく、異質の記載となる。「姫は姓、怒喇斯致契」は名。「達率」は百濟十六等官

俱遣使奏狀聞訖。亦宜共任那、并心一力。猶尚若茲、必蒙上天擁護之福、亦賴可畏天皇之靈也。
冬十月、百濟聖明王遣西部姫氏達率怒喇斯致契等、獻釈迦仏金銅像一軀・幡蓋若干・經論若干卷。別表、讚流通・禮拜功德云、是法於諸法中、最為殊勝。難解難入。周公・孔子、尚不能知。此法能生無量無辺福德果報、乃至成辨無上菩提。譬如人懷隨意寶、逐所須用、尽依情、此妙法寶亦復然。祈願依情、無所乏。且夫遠自天竺、愛泊三韓、依教奉持、無不尊敬。由是百濟王臣明護遣陪臣怒喇斯致契、奉伝帝國、流通畿内。果仏所記我法東流。
是日、天皇聞已、歡喜踊躍、詔使者云、朕從昔來、未曾得聞如是微妙之法。然朕不自決。

俱に使者を遣はして報告した状況は確かに了解した。また、任那と共に心を合せ力を結集せよ。そうすれば、天の擁護で幸運がもたらされ、また畏き天皇の靈威によるご加護があるだろう」と仰せられた。
(二)冬十月に、百濟の聖明王は「ま」たの名は聖王。西部姫氏達率怒喇斯致契らを派遣して、釈迦仏の金銅像一軀・幡蓋若干・經論若干卷を獻上した。別に上表して、仏法の流布と

品の第二品。これまで遣使として達率のような高位の者なし。姓に氏を付けるのも異例、官品は姓名の上に冠するの、その位置も異例。後代の記事、あるいは後代に修飾されたか。「釈迦は仏教の始祖釈迦牟尼(釈迦族の聖者の意)の略」「仏は悟りを開いた人。」「是の法」以下は「金光明最勝王經」長安三年(三三三)唐の義淨訳による潤色。六「最勝王經」如来壽量品に諸ノ經ノ中ニ最モ殊勝ト爲ス。解ルコト難ク入り難クシテ、声聞獨覺モ知ルコト能ハヌナリ。此ノ經ハ能ク無量無辺、福德果報ヲ生ゼシメ、乃至無上菩提ヲ成弁ス。」「孔子の理想とした聖人。周(名は旦)岐山(岐山を治めた)の周公。陳は旦。文王の子、武王の弟。武王の子の成王を助け、周の文物制度を定め、周王朝の基礎を築いた人。ハ儒教の始祖で、死後孔子の言行を弟子または孫弟子らが集録したのが『論語』。名は丘、字は仲尼。尊敬して「孔夫子」と呼ぶ。」「夫子は先生・長者の称といふ。ハ接統詞。中間を省略して、何から何に至るまで、と物事を述べる場合に用ゐる。」「道・覺・知など。煩悩を断ら切つて正し知恵を得、悟りを開くこと。また、極楽往生をよめること。また、天王護國品に「人ノ室ニ妙宝ノ寶有リテ、受用スル所ニ随ヒテ悉ク心ニ從フガ如シ。最勝經王モ亦復然ナリ、福德ヲ心ニ隨ヒテ芝キ所無カラシメタマフ。」「二物事が意のままになるという微妙な珠。如意宝珠。三インドの古名。」「百濟王が日本天皇に對して臣を稱している。」「明は聖明王の名。舊王はこうした書式の表を提出。

(二) 仏教の公伝

冬十月に、百濟の聖明王、更の名は聖王。西部姫氏達率怒喇斯致契等を遣して、釈迦仏の金銅像一軀・幡蓋若干・經論若干卷を獻する。別に表して、流通・禮拜の功德を讃へて云さく、「是の法は、諸法の中に、最も殊勝にます。解り難く入り難し。周公・孔子も、尚し知りたまふこと能はず。此の法は、能く無量無辺、福德果報を生じ、乃至は無上の菩提を成弁す。譬へば、人の、隨意の宝を懷きて、用うべき所に逐ひ、尽に情の依なるが如く、此の妙法の宝も亦復然なり。祈願すること情の依にして、乏しき所無し。且夫れ、遠くは天竺より、爰に三韓に泊るまでに、教に依ひ奉け持ちて、尊び敬はずといふこと無し。是に由りて、百濟王臣明、謹みて陪臣怒喇斯致契を遣して、帝國に伝へ奉りて、畿内に流通せしめむ。仏の、『我が法は東流せむ』と記へるを果すなり」とまをす。

是の日に、天皇、聞しめし已りて、歡喜踊躍したまひて、使者に詔して云はく、「朕、昔より來、未だ曾て是の如く微妙の法を聞くこと得ず。然はあれど、朕自ら決まじ」との

共に使者を派遣して報告した状況は確かに了解した。また、任那と共に心を合せ力を結集せよ。そうすれば、天の擁護で幸運がもたらされ、また畏き天皇の靈威によるご加護があるだろう」と仰せられた。
(二)冬十月に、百濟の聖明王は「ま」たの名は聖王。西部姫氏達率怒喇斯致契らを派遣して、釈迦仏の金銅像一軀・幡蓋若干・經論若干卷を獻上した。別に上表して、仏法の流布と

禮拜の功德を称えて、「この法は、諸法のうちで、最もすぐれたものです。理解するのも、入門するのも、たいそう難しく、周公・孔子でさえ理解することができないのです。この法は、無限の幸福をもたらす、無上の菩提に導きます。たとえば、人が如意宝珠を用いると、すべて物事が思いのままになるように、この妙法の宝も思いのままなのです。祈念は思うように達せられ、充足しないことなどありません。それに、遠く天竺から、ここ三韓に伝わる間、みな教えに従い信仰して、尊敬しない国などありません。そこで、百濟王である私明が、謹んで陪臣怒喇斯致契を派遣して、帝國日本にお伝えして、畿内に流布していただけるよう申しあげる次第です。仏が、『我が法は東に伝わるだろう』と記していらつしやるのを果したいのです」と申しあげた。
この日に、天皇は聞き終えると、躍り上がつて喜び、使者に詔して、「私は今までに、これほどすばらしい法は聞いたことがない。しかしながら、私ひとり決めるわけにはゆかない」と仰

資料No.1
2 回 8 年 8 月 15 日 配布

二天子に対する諸侯の臣。『左伝』僖公十二年に「陪臣敢ヘテ辞ス」、杜預注「諸侯ノ臣ヲ陪臣ト曰フ」。一六日本をさす。一七『大般若經』羅開功德品に「我が滅度已後時後分後五百歲、東北方ニ広ク流布スベシ」。二天皇は百濟聖明王の上表の言を聞き、大いに喜び、群臣に仏像を礼拝すべきかどうかを問う。蘇我稲目が崇仏を奏し、物部尾與・中臣鎌子が排仏を主張する。三『最勝王經』四天王護國品に「爾時四天王、是ノ頌ヲ聞キ已リテ歡喜踊躍ス。仏ニ白シテ言ク、世尊、我昔ヨリ來ニ、未ダ曾テ是ノ如キ甚深ノ微妙ノ法ヲ聞クコト得ズトマラン」。

一五四注六。
一四〇注。こは百濟をさすが、三行後の「西蕃」は百濟を含めた諸外国の意で、中国王朝も含む。
三仏像。『金光明最勝王經』夢見金鼓像悔品に「受ケタル所ノ容貌悉ク端嚴ニシテ」、同妙藏菩薩讚歎品に「如來ノ金口ハ妙ニシテ端嚴ナリ」とある。
唐代の俗語。韻文と散文とを交えて故事を述べる「變文」などにも例がみえる。いかにどうか、の意。「以否」も。
一三四八注。ここの「宿禰」は名の下にあるので姓ではなく敬称。
一三四注。
中臣連は天兒屋命の後と称し、朝廷の祭祀氏族。一〇七六注二・三。「鎌子」の名は「中臣氏系圖」所引の「延喜本系帳」にみえない。
八元興寺縁起に「我等が國ハ、天社國社ハ

乃歷問群臣曰、西蕃獻仏相貌端嚴全未會看。可レ礼以不。蘇我大臣稻目宿禰奏曰、西蕃諸國一皆礼之。豊秋日本豈独背也。物部大連尾與・中臣連鎌子、同奏曰、我國家之王、天下者、恒以天地社稷百八十神、春夏秋冬、祭拜為レ事。方今改拜蕃神、恐致國神之怒。天皇曰、宜付情願人稻目宿禰、試令レ礼拜。大臣跪受而忻悅、安置小墾田家。勸修出世業、為レ因淨・捨向原家・為レ寺。於後國行疫氣、民致天殘。久而愈多、不能治療。物部大連尾與・中臣連鎌子、同奏曰、昔日不須臣計、致斯病死。今不遠而復、必當有慶。宜早投棄、勸求後福。天皇曰、依奏。有司乃以仏像、流棄難波堀江、復縱火於伽藍。燒燼更無餘。於是天無風雲、忽災・大殿。

たまふ。乃ち群臣に歴問ひて曰はく、「西蕃の獻れる仏の相貌端嚴にして全く未だ曾て看ず。礼ふべきや以不や」とのたまふ。蘇我大臣稻目宿禰奏して曰さく、「西蕃の諸國、

せられた。そうして群臣それぞれに尋ねて、「西蕃が献上した仏像の容貌は莊嚴で美しく、今までまったく見たことがないものだ。礼拝するべきかどうか」と仰せられた。蘇我大臣稻目宿禰は奏上して、「西蕃諸國はみなこそぞて礼拝しております。豊秋日本だけが背くわけにはゆきません」と申しあげた。物部大連尾與・中臣連鎌子は同じく奏上して、「我が國家の王は、常に天地の百八

一 百八神一所ニ礼ムベシ奉ル。我等が國神ノ御心忍キ故 他國ノ神ハ礼スベカラズ。
◆天皇が試みに稻目に礼拝させると、疫病が流行し人民が夭折する。それで尾與と鎌子が、それを崇仏のゆえとして、仏像を難波の堀江に流し、伽藍も焼き払う。敏達紀十四年二月条に「仏神」ともある。『魏書』魏志に「胡神」、「晋書」藝術志に「戎神」とあるものも仏をいう。
二 奈良県高市郡明日香村北部の大字豊浦・蒲・帯の地。
三 出家の業で、仏道のこと。
三 所在地は明白ではないが、『元興寺縁起』に、壬寅年敏達十一年に「牟久原ヲ楷井ニ、癸卯敏達十二年始メテ楷井道場ヲ作ル」とある。文意が明らかでないが、向原に楷井道場を作ったとするのが通説で、また『法王帝説』裏書の庚戌年（崇峻三年）条に「楷井寺は今の豊浦寺とあるのて、明日香村豊浦にある豊浦寺跡がその地と考えられる。現在はその後身という広敷寺がある。三敏達紀十四年二月条にも「疫疾流行」ありて、國民が絶ゆべし」。
四一四注六。
三 敏達紀十一年十月条に開削が伝えられる水路。一六六注。大和の向原にあった仏像を難波に投棄するのは不自然として、この所伝を否定する説が有力だが、難波の方針を宣伝するため、外国人の目も多し難波を選んで投棄したとする説もある。
三 磯城島の金刺宮の大殿。『元興寺縁起』には、辛卯年（欽明三十二年）に神火により大宮が焼失したとある。

一に皆礼ふ。豊秋日本、豈独り背かむや」とまをす。物部大連尾與・中臣連鎌子、同じく奏して曰さく、「我が國家の、天下に王とましますは、恒に天地社稷の百八十神を以ちて、春夏秋冬、祭拜りたまふことを事とす。方今し、改めて蕃神を拝みたまはば、恐るらくは國神の怒を致したまはむ」とまをす。天皇の曰はく、「情願ふ人稻目宿禰に付けて、試に礼拝せしむべし」とのたまふ。大臣、跪きて受けたまはりて忻悦び、小墾田の家に安置せまつる。勸に出世の業を修め、因として向原の家を淨捨して寺とす。後に、國に疫氣行りて、民天殘を致す。久にして愈多く、治療すること能はず。物部大連尾與・中臣連鎌子、同じく奏して曰さく、「昔日臣が計を須めたまはずして、斯の病死を致せり。今し不遠く復さば、必ず慶有るべし。早く投棄てて、勸に後の福を求めたまふべし」とまをす。天皇の曰はく、「奏す依に」とのたまふ。有司、乃ち仏像を以ちて、難波の堀江に流し棄て、復火を伽藍に縱く。燒燼きて更余無し。是に、天に風雲無くして、忽に大殿に災あり。

十神を春夏秋冬にお祭りしてこられました。今、それを改めて蕃神を礼拝なされば、おそらくは國神の怒りを受けるでしょう」と申しあげた。天皇は、「願っている稻目宿禰にこの仏像を授け、試みに礼拝させてみよう」と仰せられた。大臣は跪いてそれを受け、たいそう喜んで、小墾田の家に安置した。ひたすら仏道の修行をし、そのために向原の家を清めて寺とした。その後、國に疫病が流行し、人民が若くして死んでいった。疫病はやまず、死者はますます増え、治療の手だてがなかった。物部大連尾與・中臣連鎌子は共に奏上して、「かつて、私どもの計を用いられなかったために、このような病死を招いたのです。今、速やかに元に戻したら、きっとよいことがあるでしょう。一刻も早く仏像を投げ棄て、ひたすら、来るべき幸福を願うべきです」と申しあげた。天皇は、「奏上のとおりによせよ」と仰せられた。役人は仏像を難波の堀江に流し棄て、また寺に火をつけた。寺は全焼して何も残らなかった。その時、天に風雲もないのに、突然大殿に火災が起った。

日本書紀 卷第二十一

橘豊日天皇 用明天皇
泊瀬部天皇 崇峻天皇
橘豊日天皇 用明天皇

橘豊日天皇、天國排開広庭天皇第四子也。母曰堅塩媛。天皇信弘法尊神道。

十四年秋八月、淳中倉太珠敷天皇崩。

九月甲寅朔戊午、天皇即天皇位。宮於磐余。名曰池辺双

槻宮。以蘇我馬子宿禰為大臣、物部弓削守屋連為大連、並如故。

壬申、詔曰、云云。以酢香手姫皇女、拜伊勢神宮、奉

日神祀。是皇女自此天皇時、速年炊屋姫天皇少世、奉日神祀。自退而歸。見炊屋姫天皇紀。或本云、十七年間、奉日神祀。自退而歸。

卷第二十一は第三十代用明天皇・第三十二代崇峻天皇の各一代記。用明紀の冒頭は天皇の両親と天皇の性格。次に天皇の即位と造宮、宮廷人事。
一「橘は飛鳥の地名。奈良県高市郡明日香村橋。『豊日』は太陽の美称。類似の名に『天万豊日』は天皇・孝德天皇がある。記は橘之豊日命。
二用いて明らかかなこと。『尚書』洪範に「歳・月・日ノ時易ナル無クンバ、百穀用ニテ成リ、父用テ明ラカニ」。
三崇峻記に「長谷部若狹部天皇」。武烈天皇の「小長谷若狹部命」(記)とも似た名である。一六八の注。
四「崇峻」は高意。こは、氣高く貴い意。「孔子家語」卷四に「宮室崇峻、輿馬奢侈」、古本「玉篇」に「崇、高也」「峻、高大也」とある。
五欽明天皇。一三五六の注。
六一三六四の注。用明天皇はこの堅塩媛の第一子、大兄皇子。
七一四六四の注。敏達天皇(用明天皇)にとっては異腹の兄は弘法を信じず、文史を好んだとある。
八人知で測り知ることができない道、法則、神聖な天道(道理)。「周易」観卦・彖伝に「天

日本書紀 卷第二十一

日本書紀 卷第二十一
橘豊日天皇

橘豊日天皇 用明天皇
泊瀬部天皇 崇峻天皇

橘豊日天皇 用明天皇

橘豊日天皇は、天國排開広庭天皇の第四子なり。母は堅塩媛と曰す。天皇、弘法を信じたまひ神道を尊びたまふ。

十四年の秋八月に、淳中倉太珠敷天皇崩りましぬ。

九月の甲寅の朔にして戊午に、天皇、即天皇位す。磐余に宮つくる。名けて池辺双槻宮と曰ふ。蘇我馬子宿禰を以ちて

大臣とし、物部弓削守屋連を大連とすること、並に故の如し

壬申に、詔して曰はく、云々のたまふ。酢香手姫皇女を

以ちて、伊勢神宮に拜して、日神の祀に奉らしむ。是の皇女、

此の天皇の時より炊屋姫天皇の世に速るまで、日神の祀に奉る。自ら葛城に退きて薨せましぬ。炊屋姫天皇の紀に見ゆ。或本に云はく、三十七年の間、

日神の祀に奉る。自ら退きて薨せましぬといふ。

橘豊日天皇 用明天皇

橘豊日天皇は天國排開広庭天皇(欽明天皇)の第四子である。母は堅塩媛と申しあげる。天皇は弘法を信仰され、神道を尊重された。十四年秋八月に、淳中倉太珠敷天皇(敏達天皇)が崩御された。

九月の甲寅朔の戊午(五日)に、天皇は皇位に即かれた。磐余に宮を造り、名付けて池辺双槻宮という。蘇我馬子宿禰を大臣とし、物部弓削守屋連を大連とすることは、いづれも前のとおりである。

壬申(十九日)に、詔して、云々と仰せられた。酢香手姫皇女を伊勢神宮に召して、日神の祭祀に仕えさせた(この皇女は、この天皇の御時から炊屋姫天皇(推古天皇)の御世に至るまで、日神の祭祀に仕えた。後に自ら葛城に退いて薨じられた。炊屋姫天皇の紀にみえる。ある本に、三十七年間、日神の祭祀に仕えた。自ら退いて薨じられたといふ)。

1 今(令)底

2 太(大)底

3 癸(底)癸(重) 癸(癸)癸(底)原

4 焉(之)紀(略)

5 恤(底)原(底)新朱抹傍

6 田(高)原(由)高原

7 由(兼)谷(大)類(七)一田(東)高

8 癸(底)原(底)新朱抹傍(兼)谷(東)二一(尊)高(校)補

9 猶(大)改(類)七三(一)獨(底)新朱抹傍(兼)等

10 癸(底)原(底)新朱抹傍

察其形勢、深思遠慮、量定如此。謹録事狀、伏聴勅裁。但今間無事、時属農作。所発軍士、且放且奏。

○辛酉、参議民部卿正三位藤原朝臣房前薨。送以大臣葬儀。其家固辞不受。房前、贈太政大臣正一位不比等之第二子也。○癸亥、大宰管内諸国、疫瘡時行、百姓多死。詔、奉幣於部内諸社、以祈禱焉。又賑恤貧疫之家、并給湯藥療之。○五月甲戌朔、日有蝕之。請僧六百人、于宮中、令誦大般若經焉。○壬辰、詔曰、四月以来、疫旱並行、田苗焦萎。由是祈禱山川、奠祭神祇、未得効驗。至今猶苦。朕以不徳、実致茲災。思布寬仁、以救民患。宜令国郡審録冤獄、掩骼埋胔、禁酒斷屠。高年之徒、鰥寡惇独、及京内僧尼男女臥疾、不能自存者、量加賑給。又普賜文

武職事以上物。大赦天下。

一 時候も(旧暦の四月で)農作の時期になった、
二 奏可を得た後に兵を解くのでなく、最高指揮官たる麻呂の責任権限で常陸以下六国の騎兵一千や当國の兵五千などを復員させながら上奏し、その了解を求めている。
三 一〇六五員注四。懷風藻によれば没時五十七歳。十月丁未に贈正一位左大臣。またその家に二〇年の期限で食封二〇〇戸を賜った。以下、疫病によると思われる高官の死がいろいろある。
四 喪葬令4に「凡百官在職薨卒、当司分番会葬、親王及太政大臣散一位、治部大輔監護喪事、左右大臣及散二位、治部少輔、監護三位治部丞監護」とあり、また同令5に「凡職事官薨卒、贈物、正從一位、藤州正、布一百廿端、鉄十連、正從三位、純廿二疋、布八十端、鉄六連、太政大臣純五十疋、布二百端、鉄十五連、親王及左右大臣准一位ことあり、大室令も同文と推測される。房前の場合大臣葬儀となるので、葬事監護は三位の場合の治部丞に代つて治部少輔が行い、また贈物は、

参議藤原房前没

大宰府管内に疫瘡流行

疫病・災害により大赦等の施策

に臨みて、その形勢を察、深く思ひ、遠く慮りて、量り定むること此の如し。謹みて事の状を録して、伏して勅裁を聴ふ。但し今間は事無く、時、農作に属けり。發せる軍士は、且つ放ち且つ奏さむ」とまうす。○辛酉、参議民部卿正三位藤原朝臣房前薨しぬ。送るに大臣の葬の儀を以てせむを、その家固く辞びて受けず。房前は、贈太政大臣正一位不比等の第二子なり。○癸亥、大宰の管内の諸国、疫瘡時行りて百姓多く死ぬ。詔して、幣を部内の諸社に奉りて祈み禱らしめたまふ。また、貧疫の家を賑恤し、并せて湯藥を給ひて療さしむ。

五月甲戌の朔、日蝕すること有り。僧六百人を請ひて、宮中に大般若經を誦ましむ。○壬辰、詔して曰はく、「四月より以来、疫・旱並に行はれ、田苗焦け萎ゆ。是に由りて、山川を祈み禱り、神・祇を奠祭らしむれども、効驗を得ず。今に至りて猶苦し。朕、不徳を以て実には茲の災を致せり。寬仁を布きて民の患を救はむと思ふ。国郡をして審らかに冤獄を録し、骸を掩ひて骸を埋み、酒を禁めて屠りを断たしむべし。高年の徒と、鰥寡惇独と、京内の僧尼・男女の疾に臥せるとの、自存すること能はぬ者に、量りて賑給を加へよ。また、普く文武の職事以上に物賜へ。天下に大赦す。

同じく正三位の場合より純八疋、布三三端、鉄四連増額の優遇措置。こうした措置に出たのは彼の政績に併せて、養老五年十月に内臣に任じられたことが関係する。
一〇補一八六。
大宰管内の疫病を鎮めるため、部内の諸社に祈禱させ、また貧疫の家に賑恤を行うことを命じた詔。天平七年八月乙未条にも同様の詔が見える。なお、この賑恤については、天平九年庚申和泉監正税帳にその実施が見える(古二七六・八九・九六頁)ので、また、貧疫の家(以下は全国へ)の発令とも解される。
ヘユリスス層によれば、七三七年六月三日。奈良においてはこの食は生じなかった。
一〇一五九員注八。

四月以後の疫病流行及び旱による農作困難のため祈禱を行ったが、効果のないことを言つた後、諸国に対し冤罪者の救済、死者の埋葬、禁酒、肉食の禁などを命じ、さらに賑給を施し天下に大赦を行うことを告げた詔。養老七年七月丙子条にもほぼ同文の詔を見る。この詔に見える賑給が全国的に実施されたことが、天平九年庚申和泉監正税帳に実施された正税帳に見える(古二七六・四八・五三・五五・六〇・七六・八二・八五・八九・九六頁)。大赦一〇補二九八。
二一五九員注二。
三 曝された骨や腐つた肉を収め埋める。↓
四 一五員注二。
五 五員注二。
六 一五員注四。
七 一五員注二四。

1司(大補、紀略)一ナシ(底新朱傍按・兼等)一校補
2箇(谷・東・高、大)一ケ(兼、个)(紀略)
3尺(紀略改)一丈(紀略原)
4加(東・高傍)一賀(兼等、大)
5斐(底重)
6友(兼等、大)一丈(東・高傍)
7玉(谷・大)一王兼(東・高)
8丁(底新朱傍)一石(底原)
9冬十月一校補
10恭一校補
11土(兼・谷・大)一土(東・高)
12浜一濱一賓(底)
13怨(底重・兼・谷・大)一怒(底原・東・高)
14普一晉(東)
15治(底)一給(兼等)、浴(大改)
16恩一思(底)
17粵一興(底)
18奉(谷・東)
19盧(紀略改)一立(紀略原)
20軀一休一軀(紀略)
21智一底一知
22致一到(紀略)
23也(大)一之(底新朱傍イ・兼等)
24也(大改)一之(底新朱傍イ・兼等)
25劣(底新朱傍)一采(底原)

○乙亥、上総国司言、去七月、大風雨数箇日。雑木、長三四丈已下、二三尺已上、一万五千許株、漂着部内海浜也。○九月壬寅、正五位上石川朝臣加美授從四位下。○己酉、免官奴斐太・從良、賜大友史姓。斐太、始以三坂沙治玉石之人也。○丁巳、甲賀郡調庸、准畿内一收之。又免当年田租。○冬十月辛巳、詔曰、朕以薄德、恭承大位、志存兼濟、勤撫人物。雖率土之浜、已霑仁恕、而普天之下、未洽法恩。誠欲賴三宝之威靈、乾坤相泰、脩万代之福業、動植咸蒙。粵以下天平十五年歲次癸未十月十五日、發菩薩大願、奉造盧舍那仏金銅像一軀。尽国銅而鎔象、削大山以構堂、広及法界、為朕智識。遂使同蒙利益、共致菩提。夫有天下之富者朕也。有天下之勢者朕也。以此富勢造此尊像。事也易成、心也難至。但恐徒有劣人、

○乙亥、上総国司言、去七月、大風雨数箇日、雑木の長さ三四丈已下二三尺已上、一万五千許株部内の海浜に漂着す」とまうす。

九月壬寅、正五位上石川朝臣加美に從四位下を授く。○己酉、官の奴斐太を免して良に從はしめ、大友史の姓を賜ふ。斐太は始め大坂の沙を以て玉石を治めし人なり。○丁巳、甲賀郡の調庸を畿内に准へて收む。また当年の田租を免す。

冬十月辛巳、詔して曰はく、「朕薄德を以て恭しく大位を承け、志を以て菩薩の大願を發して、盧舍那仏の金銅像一軀を造り奉る。国の銅を盡して象を鎔、大山を削りて堂を構へ、広く法界に及して朕が智識とす。遂に同じく利益を蒙りて共に菩提を致さしめむ。夫れ、天下の富を有つは朕なり。天下の勢を有つは朕なり。この富と勢とを以てこの尊き像を造らむ。事成り易く、心至り難し。但恐るらくは、徒に人を勞すことのみ有り

ところから、恭仁京のあたりの木津川とするともある。

一 天平十三年十二月に安房國を併せている。

二 補11三。五月に正五位上に昇叙。

三 官有の賤民。一七五頁注一四。

四 他に見えず。

五 賤民の身分から解放し、良民とすること。

六 神龜二年の近江國志何郡計帳に大友但波史族が見える(古一三三頁)。姓氏錄河内未定姓に大友史を載せ、百濟國人白猪家世の後とする。

七 補15一七。

八 砂で玉や石を研磨する。二上山穴虫山中の溪間に堆積した土砂中には現在も金剛砂を産出する。

九 四〇五頁注一。近江國の郡で、紫香樂宮の所在地。

一〇 調は半減、庸は免除する。賦役令に「凡調絹綿糸綿布、並隨郷土所出、正丁一人布二丈六尺、京及畿内、皆正丁一人調布一丈三尺。同令4に凡正丁歳役十日、若須收庸者、布二丈六尺、中男及京畿内、不在收庸之例」とある。天平宝字五年十月、保良宮造營にあたり、保良京に近い兩郡を畿内とした例がある。畿内制一補1一七〇。

二 大仏発願の詔。一補15一八。

三 天皇の位。晉書元帝紀に「帝覽登大位」とある。

三 ありゆるものを救おうと、人にも物にもつめていくしみをかけてきた。

四 下文の「普天の下」と対句。地の続く限り、天が下すべ。詩経、小雅北山之什「溥天之下、莫非王土、率土之濱、莫非王臣」。

十七條憲法に、「率土兆民、以王為主。天平勝安四年六月来朝の新羅王子金泰廉も奏言中で「普天之下、無非王土、率土之濱、無非王臣」と述べており、このような王土王民思想は、東アジア世界では普遍的なものであった。

三 ありゆるもの、思いやりの恵を蒙っているが、天が下すべてに仏法の恩がゆきわたっているが、ない。

四 下文の「万代の福業を脩めて、動植咸く栄えむ」と対句。三宝は仏法僧、乾坤は天地。仏教の威と靈の力によって天地が安泰となり、七万代までのすぐれた事業を成就させて、動物と植物にいたるまで全てが栄えるように。六歳は木星、十二年で天を一周し、一年に一次を行く。その木星が發来にやどる年、すなわち天平十五年。

五 菩提(悟)を求め、衆生を濟度しようとする願。

六 補15一九。

三 國中の銅を盡して、像を鑄造し、大きな山を削り仏堂を構築する。「鎔」は鑄る。

三 仏法の及ぶ世界の人々をあまねく自分の協力者として造仏事業を行う。智識一補15一三〇。

四 ついには皆同じく利益を受け菩提の境地に至らせたい。「菩提」は智慧のはたらきによつて、迷いから目覺め、無明がなくなった状態。

五 「有」は所持する。下文と相俟つて天下の富勢を掌握した王者の言葉として有名。

六 「勢」は強い威、權威、他を制御する力。

七 集韻「勢、威力也。韓非子、五蠹篇に「今人主処制人之勢、有二國之厚」とあるよう

- 1 疾(谷糠重、東傍イ、高傍イ、大)一疫(兼、谷原、東高)
- 2 令(谷重)一令(谷原)
- 3 令ノ下、ナシ(以令、高)
- 4 亮(底重、底新朱傍イ、高)
- 5 四(大改)一五(底新傍朱イ、兼等)
- 6 丑(底原、底新重)一校補
- 7 列(紀略改)一別(紀略原)
- 8 後(紀略補)一ナシ(紀略原)
- 9 勅ノ下、ナシ(日(紀略)
- 10 橋兼谷、大、詔一橋(東、高)
- 11 止(兼、谷、大、詔)一上(東、高)
- 12 那ノ下、ナシ(一仏(大補)
- 13 像(底新朱傍イ)一仏(底)
- 14 大(大詔)一太(兼等)
- 15 國(谷傍補)一ナシ(谷原)
- 16 金ノ下、ナシ(兼等)一出(大補、詔)一脚注(校補)
- 17 後(高傍イ、詔)一波(兼等、岐(大)
- 18 久(波、兼重)一波(兼原)
- 19 倍(詔)一陸(兼等、大)
- 20 賜ノ上、ナシ(兼、谷、大、詔)一礼拝仕奉(東、高)
- 21 挂一挂(底)
- 22 太(兼等)一太(大、詔)一校補
- 23 美(意改)詔一無(底、无)
- 24 美(意改)詔一毛(兼等)一脚注、校補
- 25 從三位一校補

若嫡子有罪疾及不堪時務者、立替如令。」以從五位下大倭宿禰小東人爲攝津亮。從四位下紀朝臣飯麻呂爲大倭守。○三月乙丑朔、日有蝕之。○丁卯、左大舍人頭從四位下高丘王卒。○夏四月甲午朔、天皇幸東大寺、御盧舍那佛像前殿、北面對像。皇后・太子並侍焉。群臣百寮及士庶、分頭行列殿後。勅、遣左大臣橘宿禰諸兄、白仏、三寶乃奴止仕奉流天皇命盧舍那像能大前に奏賜止部奏久、此大倭國者、天地開闢以來、黃金波人國獻言波有毛登、斯地者無物止念に部流聞看食國中能東方陸奥國守從五位上百濟王敬福伊、部内少田郡に黄金在奏獻。此遠聞食、驚使悅備貴備念波、盧舍那仏乃慈賜比福賜物有止念聞、受賜里恐理、戴持、百官乃人等率天礼拝仕奉事、挂畏三寶乃太前、恐、恐、奏賜止部奏。從三位中務卿石上朝臣乙麻呂宣、現

一繼嗣令2・3に嫡子立替条件の一つとして「有罪疾」が見え、大宝令文にも存在したことが推測される。これらの条文を前提に郡領の嫡子立替条件が定められたか。
二選叙令13に郡司の任用条件として「堪時務」の語があり、大宝令文も同様なので、この語をもとにしたか。
三郡領の嫡子立替の規定は令文には見えないが、上掲の繼嗣令を適用し、選叙令13と併せて立替の場合の扱えるべきものとされたか。
四「一頁注」二六。前任官は攝津亮(天平十八年四月己酉条)。本条は再任か。
五「一補10三七」。前任官は常陸守(天平十八年九月己巳条)。大倭守の前任者は藤原八束か(天平神護二年三月丁卯条)。
六ユリウス暦では七四九年三月二十三日。この日は奈良では生じなかった。
七「一補15八」。
八「一補18四二」(「一補15二九」)。
九大仏殿が未完成のため、大仏の前に造られた礼拝のための建物。大仏殿の立上機はこの年十月以降(福山敏男説)。なお大仏については要録二・大仏殿開光に「以勝宝元年(歲次己丑)十月廿四日、奉鑄已了」とあることから、この時には鑄造は完了していたことが知られる。一聖武の大仏への対面をいう。
二「補17四一」。三光明皇后と阿倍内親王。
三「群臣百寮」に対応する語。下級官人及び一般民衆を指す。
四陸奥の黄金産出を仏の恵みと慶賀し、百官人等を率い仏前にこのことを奏する詔。
五もと葛木王。「一補5一六」。左大臣就任は天平十五年五月癸卯。
六三寶は元來仏・法・僧の三つを指すが、こ

若嫡子に罪疾と時務に堪へぬことと有らば、立て替ふること令の如し」とのたまふ。從五位下大倭宿禰小東人を攝津亮とす。從四位下紀朝臣飯麻呂を大倭守。

三月乙丑の朔、日蝕ゆること有り。○丁卯、左大舍人頭從四位下高丘王卒しぬ。

夏四月甲午の朔、天皇、東大寺に幸し、盧舍那佛像の前殿に御しまして、北面して像に對ひたまふ。皇后・太子並に侍りたまふ。群臣百寮と士庶とは分頭して殿の後に行列す。勅して、左大臣橘宿禰諸兄を遣して仏に白さく、「三寶の奴と仕へ奉る天皇が命らまると盧舍那の像の大前に奏し賜へと奏さく、此の大倭國は天地開闢けてより以來に、黄金は人國より獻ることはあれども、斯の地には無き物と念へるに、聞てし看す食國の中の東の方陸奥國守從五位上百濟王敬福い、部内の少田郡に黄金在りと奏して獻れり。此を聞きたまへ、驚き悦び貴び念はくは、盧舍那仏の慈び賜ひ福はへ賜ふ物にありと念へ、受け賜はり恐り、戴き持ち、百官人等を率ゐて礼拝み仕へ奉る事を、挂けまくも畏き三寶の太前に、恐み恐みも奏し賜はくと奏す」とまうす。從三位中務卿石上朝臣乙麻呂宣らく、「現

東大寺行幸
夏四月甲午の朔、天皇、東大寺に幸し、盧舍那佛像の前殿に御しまして、北面して像に對ひたまふ。皇后・太子並に侍りたまふ。群臣百寮と士庶とは分頭して殿の後に行列す。勅して、左大臣橘宿禰諸兄を遣して仏に白さく、「三寶の奴と仕へ奉る天皇が命らまると盧舍那の像の大前に奏し賜へと奏さく、此の大倭國は天地開闢けてより以來に、黄金は人國より獻ることはあれども、斯の地には無き物と念へるに、聞てし看す食國の中の東の方陸奥國守從五位上百濟王敬福い、部内の少田郡に黄金在りと奏して獻れり。此を聞きたまへ、驚き悦び貴び念はくは、盧舍那仏の慈び賜ひ福はへ賜ふ物にありと念へ、受け賜はり恐り、戴き持ち、百官人等を率ゐて礼拝み仕へ奉る事を、挂けまくも畏き三寶の太前に、恐み恐みも奏し賜はくと奏す」とまうす。從三位中務卿石上朝臣乙麻呂宣らく、「現

宣命第十三

宣命第十三

1下当麻真人子老並從五位下
丁巳宴五位(底傍補)一ナシ
(底原)

2斐(東傍イ・高傍イ)一悲(兼等、大)
3肖(背、大)
4又国司及軍毅(東傍按・高傍按・大補)一ナシ(兼等)一校補

5己(乙、兼)
6己酉一校補
7甲寅一校補
8從(谷、大、類五)一タ(兼)
9魚(底新朱抹傍)一兼(底原)
10一(類五補)一ナシ(類五原)
11所(谷傍補)一ナシ(谷原)
12穴(底原、大、類五)一完(底新朱抹傍、兼等)
13丁亥一校補

14並ノ下、ナシ(兼・谷原・東・高)一授(谷傍補、大)
15小一脚注
16戊(底原、底新重)一校補

由機・須岐
国司の叙位

八幡大神
京へ向う

八幡大神入
京

朝臣益人正五位下、无位秋篠王・正七位下当麻真人子老並從五位下。○丁巳、宴五位已上。賜祿有差。○戊午、賜饗諸司典已上。實祿有差。番上人等、亦在祿例。○己未、由機・須岐国司、從五位上小田王授正五位下。正四位下大伴宿禰兄麻呂正四位上。從四位下大伴宿禰古慈斐・肖奈王福信並從四位上。正六位上津嶋朝臣雄子從五位下。軍毅已上叙位一級。又国司及軍毅・百姓賜饗并祿。○庚申、正五位下小田王授正五位上。是日、遷御大郡宮。○己酉、八幡大神託宣向京。○甲寅、遣參議從四位上石川朝臣年足・侍從從五位下藤原朝臣魚名等、以為迎神使。路次諸国差發兵士一百人以上、前後駢除。又所歷之國、禁斷殺生。其從人供給、不用酒肉。道路清掃、不令汚穢。○十二月丁亥、外從五位上高市連大國、正六位上内蔵伊美吉黒人・佐伯宿禰今毛人並從五位下。正六位上柿本小玉・從六位上高市連真麻呂並授外從五位下。○戊寅、遣五位十人、散位廿人、六衛府舍人各廿人、迎八幡神於平群郡。是日、

朝臣益人に正五位下。无位秋篠王、正七位下当麻真人子老に並從五位下。○丁巳、五位已上を宴す。祿賜ふこと差有り。○戊午、饗を諸司の主典已上に賜ふ。祿實ふこと差有り。番上の人ら亦祿の例に在り。○己未、由機・須岐の国司、從五位上小田王に正五位下を授く。正四位下大伴宿禰兄麻呂に正四位上。從四位下大伴宿禰古慈斐・肖奈王福信に並從四位上。正六位上津嶋朝臣雄子に從五位下。軍毅已上に位一級を叙す。また位上を授く。是の日、大郡宮に遷御したまふ。○己酉、八幡大神、託宣して京に向ふ。○甲寅、參議從四位上石川朝臣年足、侍從從五位下藤原朝臣魚名らを遣して迎神使とす。路次の諸國、兵士二百人以上を差し發して、前後を駢除せしむ。また歷る國、殺生を禁斷す。その從人の供給には、酒・肉を用ゐず。道路は清め掃き、汚穢せしめず。
十二月丁亥、外從五位上高市連大國、正六位上内蔵伊美吉黒人・佐伯宿禰今毛人に並從五位下。正六位上柿本小玉、從六位上高市連真麻呂に並に外從五位下を授く。○戊寅、五位十人、散位廿人、六衛府の舍人各廿人を遣して、八幡神を平群郡に迎へしむ。是の日、

一選叙令36によれば、諸王の子。天平勝宝六年四月少納言。同年閏十月王の男姓等四人とともに丘基真人賜姓。翌七年四月豐國真人賜姓。天平宝字七年正月雅樂頭。以後官を歷任。宝龜元年十月從五位下で治部大輔兼甲斐守。二天平勝宝六年四月雅樂頭。当麻真人一補21110。○
二踐祚大嘗祭後の己日の節会の宴。一補1195。
三踐祚大嘗祭式では諸司六位以下に祿を賜うのは平日または未日。一補1195。
四六位以下の内分番の者。今回の特別か。
五踐祚大嘗祭式によると由機・須岐の国司等に叙位給祿が行われるのは平日または未日。
一補1195。一補1195。一補1195。
六踐祚大嘗祭式では踐祚大嘗祭は天平十八年四月。天平十八年四月に因幡守就任、以後引続き在任。一補1195。一補1195。一補1195。
七踐祚大嘗祭は天平二十年二月。天平十七年二月に美濃守就任、以後引続き在任。一補1195。一補1195。一補1195。
八踐祚大嘗祭は天平二十年二月。天平十七年二月に美濃守就任、以後引続き在任。一補1195。一補1195。一補1195。
九踐祚大嘗祭は天平二十年二月。天平十七年二月に美濃守就任、以後引続き在任。一補1195。一補1195。一補1195。
十踐祚大嘗祭は天平二十年二月。天平十七年二月に美濃守就任、以後引続き在任。一補1195。一補1195。一補1195。
十一踐祚大嘗祭は天平二十年二月。天平十七年二月に美濃守就任、以後引続き在任。一補1195。一補1195。一補1195。
十二踐祚大嘗祭は天平二十年二月。天平十七年二月に美濃守就任、以後引続き在任。一補1195。一補1195。一補1195。
十三踐祚大嘗祭は天平二十年二月。天平十七年二月に美濃守就任、以後引続き在任。一補1195。一補1195。一補1195。
十四踐祚大嘗祭は天平二十年二月。天平十七年二月に美濃守就任、以後引続き在任。一補1195。一補1195。一補1195。
十五踐祚大嘗祭は天平二十年二月。天平十七年二月に美濃守就任、以後引続き在任。一補1195。一補1195。一補1195。
十六踐祚大嘗祭は天平二十年二月。天平十七年二月に美濃守就任、以後引続き在任。一補1195。一補1195。一補1195。
十七踐祚大嘗祭は天平二十年二月。天平十七年二月に美濃守就任、以後引続き在任。一補1195。一補1195。一補1195。
十八踐祚大嘗祭は天平二十年二月。天平十七年二月に美濃守就任、以後引続き在任。一補1195。一補1195。一補1195。
十九踐祚大嘗祭は天平二十年二月。天平十七年二月に美濃守就任、以後引続き在任。一補1195。一補1195。一補1195。
二十踐祚大嘗祭は天平二十年二月。天平十七年二月に美濃守就任、以後引続き在任。一補1195。一補1195。一補1195。
二十一踐祚大嘗祭は天平二十年二月。天平十七年二月に美濃守就任、以後引続き在任。一補1195。一補1195。一補1195。
二十二踐祚大嘗祭は天平二十年二月。天平十七年二月に美濃守就任、以後引続き在任。一補1195。一補1195。一補1195。
二十三踐祚大嘗祭は天平二十年二月。天平十七年二月に美濃守就任、以後引続き在任。一補1195。一補1195。一補1195。
二十四踐祚大嘗祭は天平二十年二月。天平十七年二月に美濃守就任、以後引続き在任。一補1195。一補1195。一補1195。
二十五踐祚大嘗祭は天平二十年二月。天平十七年二月に美濃守就任、以後引続き在任。一補1195。一補1195。一補1195。
二十六踐祚大嘗祭は天平二十年二月。天平十七年二月に美濃守就任、以後引続き在任。一補1195。一補1195。一補1195。
二十七踐祚大嘗祭は天平二十年二月。天平十七年二月に美濃守就任、以後引続き在任。一補1195。一補1195。一補1195。
二十八踐祚大嘗祭は天平二十年二月。天平十七年二月に美濃守就任、以後引続き在任。一補1195。一補1195。一補1195。
二十九踐祚大嘗祭は天平二十年二月。天平十七年二月に美濃守就任、以後引続き在任。一補1195。一補1195。一補1195。
三十踐祚大嘗祭は天平二十年二月。天平十七年二月に美濃守就任、以後引続き在任。一補1195。一補1195。一補1195。
三十一踐祚大嘗祭は天平二十年二月。天平十七年二月に美濃守就任、以後引続き在任。一補1195。一補1195。一補1195。
三十二踐祚大嘗祭は天平二十年二月。天平十七年二月に美濃守就任、以後引続き在任。一補1195。一補1195。一補1195。
三十三踐祚大嘗祭は天平二十年二月。天平十七年二月に美濃守就任、以後引続き在任。一補1195。一補1195。一補1195。
三十四踐祚大嘗祭は天平二十年二月。天平十七年二月に美濃守就任、以後引続き在任。一補1195。一補1195。一補1195。
三十五踐祚大嘗祭は天平二十年二月。天平十七年二月に美濃守就任、以後引続き在任。一補1195。一補1195。一補1195。
三十六踐祚大嘗祭は天平二十年二月。天平十七年二月に美濃守就任、以後引続き在任。一補1195。一補1195。一補1195。
三十七踐祚大嘗祭は天平二十年二月。天平十七年二月に美濃守就任、以後引続き在任。一補1195。一補1195。一補1195。
三十八踐祚大嘗祭は天平二十年二月。天平十七年二月に美濃守就任、以後引続き在任。一補1195。一補1195。一補1195。
三十九踐祚大嘗祭は天平二十年二月。天平十七年二月に美濃守就任、以後引続き在任。一補1195。一補1195。一補1195。
四十踐祚大嘗祭は天平二十年二月。天平十七年二月に美濃守就任、以後引続き在任。一補1195。一補1195。一補1195。
四十一踐祚大嘗祭は天平二十年二月。天平十七年二月に美濃守就任、以後引続き在任。一補1195。一補1195。一補1195。
四十二踐祚大嘗祭は天平二十年二月。天平十七年二月に美濃守就任、以後引続き在任。一補1195。一補1195。一補1195。
四十三踐祚大嘗祭は天平二十年二月。天平十七年二月に美濃守就任、以後引続き在任。一補1195。一補1195。一補1195。
四十四踐祚大嘗祭は天平二十年二月。天平十七年二月に美濃守就任、以後引続き在任。一補1195。一補1195。一補1195。
四十五踐祚大嘗祭は天平二十年二月。天平十七年二月に美濃守就任、以後引続き在任。一補1195。一補1195。一補1195。
四十六踐祚大嘗祭は天平二十年二月。天平十七年二月に美濃守就任、以後引続き在任。一補1195。一補1195。一補1195。
四十七踐祚大嘗祭は天平二十年二月。天平十七年二月に美濃守就任、以後引続き在任。一補1195。一補1195。一補1195。
四十八踐祚大嘗祭は天平二十年二月。天平十七年二月に美濃守就任、以後引続き在任。一補1195。一補1195。一補1195。
四十九踐祚大嘗祭は天平二十年二月。天平十七年二月に美濃守就任、以後引続き在任。一補1195。一補1195。一補1195。
五十踐祚大嘗祭は天平二十年二月。天平十七年二月に美濃守就任、以後引続き在任。一補1195。一補1195。一補1195。
五十一踐祚大嘗祭は天平二十年二月。天平十七年二月に美濃守就任、以後引続き在任。一補1195。一補1195。一補1195。
五十二踐祚大嘗祭は天平二十年二月。天平十七年二月に美濃守就任、以後引続き在任。一補1195。一補1195。一補1195。
五十三踐祚大嘗祭は天平二十年二月。天平十七年二月に美濃守就任、以後引続き在任。一補1195。一補1195。一補1195。
五十四踐祚大嘗祭は天平二十年二月。天平十七年二月に美濃守就任、以後引続き在任。一補1195。一補1195。一補1195。
五十五踐祚大嘗祭は天平二十年二月。天平十七年二月に美濃守就任、以後引続き在任。一補1195。一補1195。一補1195。
五十六踐祚大嘗祭は天平二十年二月。天平十七年二月に美濃守就任、以後引続き在任。一補1195。一補1195。一補1195。
五十七踐祚大嘗祭は天平二十年二月。天平十七年二月に美濃守就任、以後引続き在任。一補1195。一補1195。一補1195。
五十八踐祚大嘗祭は天平二十年二月。天平十七年二月に美濃守就任、以後引続き在任。一補1195。一補1195。一補1195。
五十九踐祚大嘗祭は天平二十年二月。天平十七年二月に美濃守就任、以後引続き在任。一補1195。一補1195。一補1195。
六十踐祚大嘗祭は天平二十年二月。天平十七年二月に美濃守就任、以後引続き在任。一補1195。一補1195。一補1195。
六十一踐祚大嘗祭は天平二十年二月。天平十七年二月に美濃守就任、以後引続き在任。一補1195。一補1195。一補1195。
六十二踐祚大嘗祭は天平二十年二月。天平十七年二月に美濃守就任、以後引続き在任。一補1195。一補1195。一補1195。
六十三踐祚大嘗祭は天平二十年二月。天平十七年二月に美濃守就任、以後引続き在任。一補1195。一補1195。一補1195。
六十四踐祚大嘗祭は天平二十年二月。天平十七年二月に美濃守就任、以後引続き在任。一補1195。一補1195。一補1195。
六十五踐祚大嘗祭は天平二十年二月。天平十七年二月に美濃守就任、以後引続き在任。一補1195。一補1195。一補1195。
六十六踐祚大嘗祭は天平二十年二月。天平十七年二月に美濃守就任、以後引続き在任。一補1195。一補1195。一補1195。
六十七踐祚大嘗祭は天平二十年二月。天平十七年二月に美濃守就任、以後引続き在任。一補1195。一補1195。一補1195。
六十八踐祚大嘗祭は天平二十年二月。天平十七年二月に美濃守就任、以後引続き在任。一補1195。一補1195。一補1195。
六十九踐祚大嘗祭は天平二十年二月。天平十七年二月に美濃守就任、以後引続き在任。一補1195。一補1195。一補1195。
七十踐祚大嘗祭は天平二十年二月。天平十七年二月に美濃守就任、以後引続き在任。一補1195。一補1195。一補1195。
七十一踐祚大嘗祭は天平二十年二月。天平十七年二月に美濃守就任、以後引続き在任。一補1195。一補1195。一補1195。
七十二踐祚大嘗祭は天平二十年二月。天平十七年二月に美濃守就任、以後引続き在任。一補1195。一補1195。一補1195。
七十三踐祚大嘗祭は天平二十年二月。天平十七年二月に美濃守就任、以後引続き在任。一補1195。一補1195。一補1195。
七十四踐祚大嘗祭は天平二十年二月。天平十七年二月に美濃守就任、以後引続き在任。一補1195。一補1195。一補1195。
七十五踐祚大嘗祭は天平二十年二月。天平十七年二月に美濃守就任、以後引続き在任。一補1195。一補1195。一補1195。
七十六踐祚大嘗祭は天平二十年二月。天平十七年二月に美濃守就任、以後引続き在任。一補1195。一補1195。一補1195。
七十七踐祚大嘗祭は天平二十年二月。天平十七年二月に美濃守就任、以後引続き在任。一補1195。一補1195。一補1195。
七十八踐祚大嘗祭は天平二十年二月。天平十七年二月に美濃守就任、以後引続き在任。一補1195。一補1195。一補1195。
七十九踐祚大嘗祭は天平二十年二月。天平十七年二月に美濃守就任、以後引続き在任。一補1195。一補1195。一補1195。
八十踐祚大嘗祭は天平二十年二月。天平十七年二月に美濃守就任、以後引続き在任。一補1195。一補1195。一補1195。
八十一踐祚大嘗祭は天平二十年二月。天平十七年二月に美濃守就任、以後引続き在任。一補1195。一補1195。一補1195。
八十二踐祚大嘗祭は天平二十年二月。天平十七年二月に美濃守就任、以後引続き在任。一補1195。一補1195。一補1195。
八十三踐祚大嘗祭は天平二十年二月。天平十七年二月に美濃守就任、以後引続き在任。一補1195。一補1195。一補1195。
八十四踐祚大嘗祭は天平二十年二月。天平十七年二月に美濃守就任、以後引続き在任。一補1195。一補1195。一補1195。
八十五踐祚大嘗祭は天平二十年二月。天平十七年二月に美濃守就任、以後引続き在任。一補1195。一補1195。一補1195。
八十六踐祚大嘗祭は天平二十年二月。天平十七年二月に美濃守就任、以後引続き在任。一補1195。一補1195。一補1195。
八十七踐祚大嘗祭は天平二十年二月。天平十七年二月に美濃守就任、以後引続き在任。一補1195。一補1195。一補1195。
八十八踐祚大嘗祭は天平二十年二月。天平十七年二月に美濃守就任、以後引続き在任。一補1195。一補1195。一補1195。
八十九踐祚大嘗祭は天平二十年二月。天平十七年二月に美濃守就任、以後引続き在任。一補1195。一補1195。一補1195。
九十踐祚大嘗祭は天平二十年二月。天平十七年二月に美濃守就任、以後引続き在任。一補1195。一補1195。一補1195。
九十一踐祚大嘗祭は天平二十年二月。天平十七年二月に美濃守就任、以後引続き在任。一補1195。一補1195。一補1195。
九十二踐祚大嘗祭は天平二十年二月。天平十七年二月に美濃守就任、以後引続き在任。一補1195。一補1195。一補1195。
九十三踐祚大嘗祭は天平二十年二月。天平十七年二月に美濃守就任、以後引続き在任。一補1195。一補1195。一補1195。
九十四踐祚大嘗祭は天平二十年二月。天平十七年二月に美濃守就任、以後引続き在任。一補1195。一補1195。一補1195。
九十五踐祚大嘗祭は天平二十年二月。天平十七年二月に美濃守就任、以後引続き在任。一補1195。一補1195。一補1195。
九十六踐祚大嘗祭は天平二十年二月。天平十七年二月に美濃守就任、以後引続き在任。一補1195。一補1195。一補1195。
九十七踐祚大嘗祭は天平二十年二月。天平十七年二月に美濃守就任、以後引続き在任。一補1195。一補1195。一補1195。
九十八踐祚大嘗祭は天平二十年二月。天平十七年二月に美濃守就任、以後引続き在任。一補1195。一補1195。一補1195。
九十九踐祚大嘗祭は天平二十年二月。天平十七年二月に美濃守就任、以後引続き在任。一補1195。一補1195。一補1195。
一百踐祚大嘗祭は天平二十年二月。天平十七年二月に美濃守就任、以後引続き在任。一補1195。一補1195。一補1195。

被奉迎八幡神之時、參議年足以下參入之由、見國史こと見える。
一この月の記事は、初めに来るべき戊寅(十八日)が丁亥(二十七日)の後に記され、さらに丁亥は下文にまた見える。一補17138。
二一五五頁注六。外從五位上昇叙は天平勝宝元年四月。本条の五名は下文丁亥条の「預造・東大寺一人、随・勞叙位」に該当か。
三天平十七年十月の造甲正寺所解(古二四七六頁)に正六位下舍人正と自ら署。この後引き続き東大寺造宮に關連。天平勝宝二年三月長門守。内蔵伊美吉(忌寸)は延暦四年六月宿禰賜姓。姓氏録右京諸書に、内蔵宿禰は坂上大宿禰と同祖で、都賀直の四世孫、東人直の後と見える。二一補17179。
三三三三頁注六。天平勝宝二年十二月外從五位上。要録二所引の大仏殿碑文には從五位下。高市連一五五頁注六。
四戊寅は十八日、この月冒頭の丁亥(二十七日)の記事の前にあるべきもの。一補17138。
五五位階を有するが官職に任じられていない者。一補17138。二云、令制の衛門。左右衛門・左右兵衛の五衛府と中衛府。このうち舍人の配属されているのは中衛府の中衛のうち「各廿人」は未詳。一補17138。
六現在奈良県生駒郡全境と生駒市南半及び大和郡山部の一部に当る。和名抄に那珂・飽波・平群・夜麻・坂門・額田の六郷を数える。本条に八幡神を平群郡に迎へしむとあることから、八幡神は河内から竜田道を通り入京したと見られる。

要録四、諸院章に見える梨原庄の所在地より推すと、左京・三条二坊付近にあったか。江家次第五の春日祭使途中次第にも「梨子原住」二条大路南」と見える。現在地未詳。

二、三十五頁注二三。

この月の冒頭に「も丁亥条が見え、同日の記事が二か所に分れて収載されている。」補17一三八。

四、天平二年八月乙卯条では「祝部」と見える。

五、五九頁注一四。

六、職員令43集解古記に「興無輪也。」漢語(抄)云、興、母知許之、腰興、多許之とある。手で担ぎ運ぶこと。内匠寮式に御興一具の構造及び付屬装飾を含め材料の詳細を記す紫色とし兼興に類似のものとしたのは、社女が八幡神の託宣を奉じて乗っていたためかなお、この分注は原史料に本文または注記としてあったものを、続紀編纂に当り分注としたもの。続日本紀の分注、一補一〇一。

七、孝謙。八、聖武。九、光明子。

二、唐海の音楽。一補一〇。

三、渤海の音楽。詳細は未詳だが、現在演奏されている興楽の曲の(縁切)新島蘇(二)新島蘇(一)、二、三、四、五、六、七、八、九、一〇、一一、一二、一三、一四、一五、一六、一七、一八、一九、二〇、二一、二二、二三、二四、二五、二六、二七、二八、二九、三〇、三一、三二、三三、三四、三五、三六、三七、三八、三九、四〇、四一、四二、四三、四四、四五、四六、四七、四八、四九、五〇、五一、五二、五三、五四、五五、五六、五七、五八、五九、六〇、六一、六二、六三、六四、六五、六六、六七、六八、六九、七〇、七一、七二、七三、七四、七五、七六、七七、七八、七九、八〇、八一、八二、八三、八四、八五、八六、八七、八八、八九、九〇、九一、九二、九三、九四、九五、九六、九七、九八、九九、一〇〇、一〇一、一〇二、一〇三、一〇四、一〇五、一〇六、一〇七、一〇八、一〇九、一一〇、一一一、一一二、一一三、一一四、一一五、一一六、一一七、一一八、一一九、一二〇、一二一、一二二、一二三、一二四、一二五、一二六、一二七、一二八、一二九、一三〇、一三一、一三二、一三三、一三四、一三五、一三六、一三七、一三八、一三九、一四〇、一四一、一四二、一四三、一四四、一四五、一四六、一四七、一四八、一四九、一五〇、一五一、一五二、一五三、一五四、一五五、一五六、一五七、一五八、一五九、一六〇、一六一、一六二、一六三、一六四、一六五、一六六、一六七、一六八、一六九、一七〇、一七一、一七二、一七三、一七四、一七五、一七六、一七七、一七八、一七九、一八〇、一八一、一八二、一八三、一八四、一八五、一八六、一八七、一八八、一八九、一九〇、一九一、一九二、一九三、一九四、一九五、一九六、一九七、一九八、一九九、二〇〇、二〇一、二〇二、二〇三、二〇四、二〇五、二〇六、二〇七、二〇八、二〇九、二一〇、二一一、二一二、二一三、二一四、二一五、二一六、二一七、二一八、二一九、二二〇、二二一、二二二、二二三、二二四、二二五、二二六、二二七、二二八、二二九、二三〇、二三一、二三二、二三三、二三四、二三五、二三六、二三七、二三八、二三九、二四〇、二四一、二四二、二四三、二四四、二四五、二四六、二四七、二四八、二四九、二五〇、二五一、二五二、二五三、二五四、二五五、二五六、二五七、二五八、二五九、二六〇、二六一、二六二、二六三、二六四、二六五、二六六、二六七、二六八、二六九、二七〇、二七一、二七二、二七三、二七四、二七五、二七六、二七七、二七八、二七九、二八〇、二八一、二八二、二八三、二八四、二八五、二八六、二八七、二八八、二八九、二九〇、二九一、二九二、二九三、二九四、二九五、二九六、二九七、二九八、二九九、三〇〇、三〇一、三〇二、三〇三、三〇四、三〇五、三〇六、三〇七、三〇八、三〇九、三一〇、三一、三二、三三、三四、三五、三六、三七、三八、三九、四〇、四一、四二、四三、四四、四五、四六、四七、四八、四九、五〇、五一、五二、五三、五四、五五、五六、五七、五八、五九、六〇、六一、六二、六三、六四、六五、六六、六七、六八、六九、七〇、七一、七二、七三、七四、七五、七六、七七、七八、七九、八〇、八一、八二、八三、八四、八五、八六、八七、八八、八九、九〇、九一、九二、九三、九四、九五、九六、九七、九八、九九、一〇〇、一〇一、一〇二、一〇三、一〇四、一〇五、一〇六、一〇七、一〇八、一〇九、一一〇、一一一、一一二、一一三

けたまはりて神に白して曰はく、天皇が御命に坐せ、申し賜ふと申さく
 云に辰年河内国大県郡の知識寺に坐す盧舎那仏を礼み奉りて、則ち朕も
 造り奉らむと思へども、え為さざりし間に、豊前国宇佐郡に坐す広
 幡の八幡大神に申し賜へ、勅りたまはく、神我天神・地祇を率ゐいざな
 ひて必ず成し奉らむ。事立つに有らず、銅の湯を水と成し、我が身を草木
 土に交へて障る事無くなさむと勅り賜ひながら成りぬれば、歛しみ賣み
 にも念ひたまふる。然れば、猶止む事を得ずして、恐れども、御冠・御
 事を恐みも恐みも申し賜はくと申すとのたまふ。尼社女に従四位下を
 主神大神朝臣田麻呂に外従五位下。東大寺に封四千戸、奴婢百人、婢
 百人を施す。また東大寺を造ることに預りし人に、勞に随ひて位を叙する

識寺の處舍那仏を見て自分も大仏造営を思い立つたが、なかなか果たせざりいた時、広幡八幡大神の託宣に天札紙祓を率いて成しとげようと告げられた通りに無事成就したので、恐れ多いが冠位を獻る、ということが述べられている。

二、補17八、「元天平十二年二月甲子条に難波宮行幸が見える。その時のことか。天平十二年は庚辰。

三、補17七五、三、豊前国の東端の郡。現在の大分県宇佐市と宇佐郡（安代町、院内町）と大分県宇布野、酒井・葛原・封戸・向野・山・垣田・高家・深見・辛島の一〇郷を数える。

三、補17八三、「広幡」は「八幡」にかかると美称か。

三、詔詞解に「(亦申賜聞止)此五字、こゝにはさらにかなはず」と記すが、原文のままで意味が通ずると思われる。→補17八四。

三、大神である我以下、障る事無くさむまで大仏造営を成就しようという八幡大神の託宣の言葉。三とくに取り立てて言うほどのことではない。三、熱い銅の湯でも冷水とするほどの靈力を働かせて、あとの「草木土に交へ」とともに大仏鑄造の様子をイメージさせている。三、障るまなく成しとげよう。

三、八幡大神の託宣の通りに大仏が完成したので。元「予呂許保志(第四十六番)によってヨロコボシと訓む。よこばしく思つて。三、タマフはタマフ(下二段活用)の連体形で謙譲。思い申し上げている。三、原文「然を」を、詔詞解・林訓釈などにサテ、金子宣命講にシカル、北川校本にシカレモと訓むが宣命中の「然」の用例及び文脈を考えあわせシカレバと訓む。三、八幡神に一品、比咩神に二品の奉獻。→[補12]一六四。

新刊類聚國史序

夫三墳五典八索九丘及晉乘禘祫並亡矣。古史獨有春秋耳。而其文簡。其義深。學者或未易喻也。至司馬遷始變其體。建一家之言。而後事實盡舉。語言詳悉。文獻自斯可得而徵也。自班書陳志以下。無不因襲之。皇朝古事記之作。蓋與墳典同流。亦未易喻也。至舍人親王創修國書。始據漢體。其法方脩。上起太古。下至

持統天皇。所謂書紀是也。繼而作者曰續紀。始

文武天皇終

桓武天皇。右大臣藤原朝臣菅野真道等所撰。其次曰後紀。訖天長十年。左大臣藤原朝臣等所撰。其次曰續後紀。訖嘉祥三季。太政大臣藤原朝臣春澄善繩等所撰。其次曰

文德天皇實錄。訖天安二年。右大臣藤原朝臣所撰。其序則出我曩祖贈太政大臣之手。其次曰三代實錄。三代謂

清和陽成光孝三皇也。我贈太政大臣奉勅與左大臣藤原朝臣。三統理平等編修。未成而西遷。左大臣卒業。此六者實本朝之正史而百世之龜鑑也。其文獻可徵。並如馬史。然但其爲書也。目事繫年時月日。事無大小。繫日者皆載。辭無繁簡。繫季者必記。故公私雜出。言行交注。加之年代之悠邈。篇帙之浩瀚。誰能囊括而縷舉乎。我贈太政大臣嘗有憂之。遂奉

聖旨。熟訂諸史。分部輯事。斷章以義。裁成二百卷。目二卷。系譜三卷。名曰類聚國史。披帙屬目。則制度之沿革。言行之美惡。粲々羅列。不待搜索。屈然可知也。以寬平四年五月十日。奏進

朝廷。識者推以爲善志矣。惜哉。簡冊紛散。今所存者僅三之一也。其多可疑者。征夷府麾下仙石源政和博讀史傳。殊嗜國學。慨然以爲類史雖缺。篇帙非少。謄寫固難。亥豕轉多。經年之久。殘亡倍甚矣。遂按定其所獲六十一卷。鏤梓目公世。廼介阿波介藤原以文請序於余。余雖不敏。以辱屬贈太政大臣之裔。不可固辭。聊記其由目與之。

文化十二年十月十五日

正三位行勘解由長官菅原朝臣長親謹撰并書



年左京人得瑞龜。改和銅八年爲靈龜元年。公嘗夢遇一奇人。容貌非常。語曰。公愛慕佛法。人神共和。幸爲吾造寺。助濟吾願。吾因宿業。爲神固久。今欲歸依佛道。修行福業。不得因緣。故來告之。公疑是氣比神。欲答不能而覺也。乃祈曰。神人道別。隱顯不同。未知昨夜夢中奇人是誰者。神若示驗必爲樹寺。於是神取優婆塞人米勝足置高木末。因稱其驗。公乃知實。遂樹一寺。今在越前國神宮寺是也。靈龜二年十月徵爲式部大輔。養老二年九月徙爲卿。式部者天下考選之所。輻湊羣公百僚之所。儀形也。公力用公正。綜管選事。考述功能。審知殿最。由其稱否。察其黜陟。由是國郡考文。奸濫永絕。三年正月。叙正四位下。於是儲君始加元服。血氣漸壯。師傅之重。其人爲善。故其七月拜爲東宮傅。公出入春宮。贊衛副君。勸之以文學。匡

之以淳風。太子愛廣田獵之遊。終趣文教之善。由是即位已後。常施善政。矜憫百姓。崇重佛法也。五年正月叙從三位。遷中納言。其九月。兼造宮卿。時年卅二。公將工匠等。案行宮內。仍舊改作。由是宮室嚴麗。人知帝尊。神龜元年二月叙正三位。知造宮事如故。五年七月遷播磨守。兼按察使。六月遷大納言。公爲人溫雅備於諸事。既爲喉舌。贊揚帝猷。出則奉乘輿。入則掌樞機。至有朝議。持平合和。朝廷上下安靜。國無怨讟。當此時。舍人親王知太政官事。新田部親王知惣管事。二弟壯卿知機要事。其間參議高卿有中納言丹比縣守。三弟式部卿宇合。四弟兵部卿麻呂。大藏卿鈴鹿王。左大辨葛木王。風流侍從有六人部王。長田王。門部王。狹井王。櫻井王。石川朝臣君子。阿倍朝臣安麻呂。置始工等十餘人。宿儒有守部連大隅。越智直廣江。肖奈行文。箭

集宿禰虫麻呂。鹽屋連吉麻呂。檜原東人等。文雅有紀朝臣清人。山田史御方。葛井連廣成。高丘連河內。百濟公倭麻呂。大倭忌寸小東人等。方士有吉田連宜。御立連吳明。城上連真立。張福子等。陰陽有津守連通余。真人王仲文。津連首谷。郎康受等。曆算有山口忌寸田主。志紀連大道。私石村。志斐連三田次等。咒禁有余仁軍。韓國連廣足等。僧綱有少僧都神寂。律師道慈。並順天休命。共補時政。由是國家殷賑。倉庫盈溢。天下太平。街衢之上。朱紫輝々。奔々鞍乘路々紛々。囹圄幽寂。嘉石苔生。仍營飭京邑及諸驛家。許人瓦屋楮塹。渥饒。至于季秋。每與文人才子。集習宜之別業。申文會也。時之學者競欲預座。名曰龍門點額也。天平三年九月兼筑紫大宰帥。筑紫是國家要害之地。緣海防賊之府也。公秉其大綱。屢施寬政。身雖在帝闕。人望同來蘇。於是帝春秋大富。

視事不怠。心在仁愛。志務善政。台駟之任。未有其人。以公行甚懇備含章可貞。叙從二位。陟爲右大臣。是年天平六年也。時年五十五。公居詮衡。終日乾々。鎮安國家。存恤黎庶。爵位雖尊。節操愈謙。分家所有。收贍貧孤。散絲綿等。常施三寶。屢省朝政。恒懼闕治。公家之事。知无不爲。恩澤之令。聞无不施。由是天災彌滅。鬼神不譴。百姓家給人足。朝廷垂拱無爲。至九年七月。遷疾彌留。朝廷惜之。其廿四日皇后親臨。稱勅問患。叙正一位。徙爲左大臣。其翌日薨于左京私第。春秋五十有八矣。帝聞公薨。永慟于懷。輟朝三日。遂給羽葆鼓吹。八月五日火葬于佐保山。禮也。公有嫡夫人。阿倍大臣外孫。育子二人。其長子曰豐成。其弟曰仲滿。使學博士門下。屢奉絹帛。勞遣其師。由此二子皆有才學。名聞蓋衆。豐成仕至左大臣。爵入正二位。

地、據類史補○
垣、類史補本
左衛門督、此下
或正五位下京
濟王勝義任右
大正十四字

期、今推補

癘、原作癘、據類
史改

佛、原作神、據類
史改

懶、原作懶、據類
史改

亡、類史作死

紀、紀略作禮、或
當作祖○丙寅、
法曹類林二百二
十六附正位命等
奏、蓋在斯時、宜
參政之○諸國、
無而同百七十三
七及紀略與此同
禍、原作禍、據類
史改

原、原作原、據類
史改

集、類史百八
十七集作傑、或
當作傑、據類史
改

當、類史百八
十七集作傑、或
當作傑、據類史
改

上、有參宮二字
此

乙巳、要略爲廿
一日(己亥)

忌部、此下恐脫
姓名、原作周、據
略改

時、紀略無

乙巳、要略爲廿
一日(己亥)

仰、要略作知

仰、要略作知

仰、要略作知

仰、要略作知

仰、要略作知

仰、要略作知

仰、要略作知

仰、要略作知

仰、要略作知

仰、要略作知

仰、要略作知

仰、要略作知

仰、要略作知

仰、要略作知

仰、要略作知

仰、要略作知

山城國愛宕郡五段地賜內藏寮埴地國史第百七職官部十二內藏寮○庚午奉幣五畿七道諸國名神祈春雨也○壬申任

官日本參議從四位下藤原朝臣吉野任式部大輔從四位下清原真人長谷任左衛門督從五位下美能王

任筑後守公卿補任○戊寅請僧百口沙彌百口於大極殿奉讀大般若經三箇日以祈甘雨也日本○三月庚

辰朔地大震國史第百七十一災異部五地震○己丑大和國高市郡賀美鄉甘南備山飛鳥社遷同郡同鄉鳥形山依神託宣

也○壬辰任官日本○乙未若狹國比古神以和朝臣宅繼爲神主宅繼辭云據檢古記養老年中疫癘屢

發病死者衆水旱失時年穀不稔宅繼曾祖赤麻呂歸心佛道練身深山大神感之化人語宣此地是吾

住處我稟神身苦惱甚深思歸依佛法以免神道無果斯願致災害耳汝能爲吾修行者赤麻呂即建

道場造佛像號曰神願寺爲大神修行厥後年穀豐登人無天亡云云國史第百八十佛道部七諸寺○夏四月庚戌朔於

紫宸殿賜飲侍臣賜祿有差國史第百七十五歲時部六二五○甲寅車駕幸南池令文人賦詩賜祿有差第三十一帝王部○

乙丑山城國愛宕郡丘一處給右衛門督紀朝臣百繼等爲祭祀神地日本○丙寅敕曰如聞諸國頃日疫

癘間發百姓天死出家功德不可思議宜度百僧弭此凶禍庶幾納群生於仁壽致品物於中和省寮僧

綱率宗師長其道者課試之一同年分其誦誦法華若最勝王經及禪行集焉驗聽衆者亦同預之國史

七十三災異部七疫癘及第
百八十七佛道部十四度者
○己巳御德殿覽諸國攸進駒○丙子御武德殿覽馬射○丁丑御武德殿第七

歲時部四
五月五日
○五月辛巳敕使王散位從五位下信忠王中臣正六位上大中臣朝臣定實忌部也而件敕使參

宮奉幣之間俄雷電鳴響天地共震雨下如沃卽一時之間洪水洗岸大神宮諸雜事記第一○甲申自寅時至于未

時雷動雨降賜五位已上及諸衛祿○丙戌尙聞從四位下秋篠朝臣室子卒年四十九日本○丁亥園池司

地四段賜內膳司膳部曹司處國史第百七職官部十二內膳司○戊子下符云云見七年七月癸未符○丁酉令僧十口轉讀一

切經八幡大菩薩宮寺國史第五神祇部五八幡大神○庚子從二位藤原朝臣產子薨弘仁之比入掖庭薨時年六十九日本○

乙巳太政官符應作水車事右被大納言正三位兼行右近衛大將良岑朝臣安世宣稱耕種之利水田爲

本水田之難尤在旱損傳聞唐國之風堰渠不便之處多構水車無水之地以斯不失其利此間之民

素無此備動苦焦損宜下仰民間作備件器以爲農業之資其以手轉以足踏服牛廻等各隨便宜若

有貧乏之輩不堪作備者國司作給經用破損隨亦修理其料用救急給類聚三代格第八及政事要略第五十四○丁未太白晝

見連日不已日本○六月辛亥停授京職絕戶田爲絕奸盜也國史第百七職官部十二左右京職○癸丑自是日天皇御藥切

切也仍本官并陰陽寮勘申云異方大神依不淨事祟歟卽日天皇御示現告汚穢事條條示給仍夢想

之告恐御被下官尋糾之處前日敕使中臣定實離宮宿坊隨身駁落胎由具也而定實隱忍件事竊令

掘埋參宮之由無事隱也度會郡司驛專當等進上其申文已了因之國宮司等副件申文上奏了但王

信忠中臣定實等付官使追下離宮院大神宮諸雜事記第一○丁卯幸神泉苑賜祿有差國史第三十一帝王部十一天皇行幸下是日出

雲守正四位上平野王卒年四十九日本○戊辰任相撲司國史第七十三歲時部四相撲○己巳因幡國高草郡人曾禰連廣刀

自女產一男二女給正稅三百束充乳母一人三箇年養料第五十四人部十多產○庚午從四位下平朝臣善棟卒

品萬原親王第二男也第六十六人部萬原○丙子俘囚勳十一等吉彌候部長子與父母共歸皇化移配尾張國野心

不聞孝行已著特敘三階俾勸倫輩第百九十風俗部俘囚○秋七月戊寅朔日本○己卯幸神泉苑國史第三十一帝王部十一天皇行幸下

丁亥皇后誕生皇子公卿連賀日本○癸巳御神泉苑覽相撲○甲午內裏覽相撲國史第七十三歲時部四相撲○丙申越

御、紀略作幸

產、恐當作一產
二字○養、類史
作○一、品以下
十字、據類史補

續群書類從卷第八百三

釋家部八十八

伊勢國多度神宮寺伽藍緣起并資財帳

桑名郡多度寺鎮三綱牒上

神宮寺伽藍緣起并資財帳

以去天平寶字七年歲次癸卯十二月庚戌朔廿日丙辰神社以東有井。於道場滿願禪師居住。敬造阿彌陀丈六。于時在人託神云。我多渡神也。吾經久規作重罪業受神道報。今冀永爲離神身欲歸依三寶。如是託說雖忍數遍猶彌託云々。於茲滿願禪師神坐山南邊代掃。造立小堂及神御像。

號多度大菩薩。次當郡主帳外從七位下水取月足銅鐘鑄造并鐘臺儲奉施。次美濃國近士縣主新麻呂三重塔奉起。次寶龜十一年十一月十三日朝廷使令四人得度。次大僧都賢璟大德三重塔起造既畢。次天應元年十二月始私度沙彌法教別導伊勢美濃尾張志摩并四國道俗知識等造立法堂并僧房大衆湯屋。迄于今日遠近脩行者等。作備供養行事并寺內資財顯注如件。

佛物。
板障子釋迦淨土。 金泥彌勒菩薩像壹軀。
藥師佛木像壹軀。 金泥觀世音菩薩像壹軀。

〔欠〕

金泥彌勒像壹軀。

金泥得大勢菩薩壹軀。
脇侍菩薩二軀。并漆塗未押金。

畫像阿彌陀淨土三副。畫像觀世菩薩三軀三副。

畫像藥師淨土三副。

〔欠〕

太子像壹軀。

大般若經壹部六百卷。法花經拾部八十卷。

大寶積經壹部百廿卷。最勝王經三部廿卷。

花嚴經二部百六十卷。金剛三昧經壹卷。

灌頂經拾二卷。金剛般若經佰卷。

瑜伽論壹部百卷。智度論二部二百卷。

金剛三昧論壹部三卷。金剛三昧頌壹卷。

塔二基。並三重。

東檜皮葺。

西瓦葺。

水精玉添丸。大一丸。中一丸。小二丸。次小三丸。

唐鏡壹面。徑六寸三分。着紫帶在。

鏡二十一面。五寸以下。二寸以下。

法物

板葺堂一間板敷壁代板立。長二丈八尺。廣一丈四尺。

檜皮葺法堂一字板敷三間。長五丈。廣三丈五尺。高一丈三尺四寸。

板葺小堂一間板敷。長一丈五寸。廣八尺七寸。

檜葺鐘臺一字。長一丈。廣七尺。高七尺。

高座二具。高二尺一寸五分。廣三尺六寸。

高座机二前椅二前。

高座寶頂二具。各小幡四旒。寶頂二具。

祕錦一床。長六尺三寸。二副。

小幡壹拾肆旒。各長一丈之中白色一旒。

灌頂幡伍具。二具各長三丈五尺。廣二尺三寸。三具各長三尺。廣一尺四寸。

花藏玖句。

花机一前。

經机一前。

聖僧御座兩面一床。長三尺九寸。一幅半。

白紗花覆二領。各長九尺。三副。

押纈帶肆條。各長一丈一尺四寸。